

給与奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.03

《改正情報》	
電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応	2
電子申請の納付方法で「電子申請以外」の選択に対応	2
健康保険組合の提出先マスタ更新に伴う対応	2
《機能追加》	
受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能	2
受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上	2

＜＜改正情報＞＞

● 電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応

電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当製品でも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。

＜ 関連メニュー ＞

[労働保険] - [労働保険年度更新] メニュー

● 電子申請の納税方法で「電子納付以外」の選択に対応

[労働保険] - [労働保険年度更新] メニューの[労働保険年度更新 - 事業情報]画面に納付方法が追加されました。
「電子納付」または「電子納付以外」を選択して、電子申請します。

＜ 関連メニュー ＞

[労働保険] - [労働保険年度更新] メニュー

● 健康保険組合提出先マスタ更新に伴う対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

＜＜機能追加＞＞

● 受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能

[導入処理] - [市町村登録] メニューの「指定番号」が空欄の場合は、[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入] メニューで受け入れた特別徴収義務者用の特別徴収税額通知データの「指定番号」が登録されるようになりました。

＜ 関連メニュー ＞

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]
メニュー

● 受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入] メニューで受け入れる特別徴収税額通知データと、当製品の社員情報との関連付けの精度を向上させました。

- ・ 受給者番号と氏名（カナ）の大文字、小文字が不一致の場合も自動で関連付けします。
- ・ 氏名の後ろに「様」が付いている場合も自動で関連付けします。
- ・ 今までは、受給者番号が空欄の社員は受け入れできませんでした。
今回から受給者番号が空欄の社員がいる場合は、ファイル情報と社員を関連付ける画面が表示され、受け入れできるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]
メニュー

給与奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.02

目次

健康保険証廃止（マイナ保険証への移行）に伴う対応	2
社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応	3
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	3

● 健康保険証廃止（マイナ保険証への移行）に伴う対応

マイナ保険証の利用により、令和6年12月2日以降、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を提出しても、健康保険証は新たに発行されなくなりました。マイナ保険証を持っていない人のために「資格確認書」を発行できるように、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の様式が変更されました。

【資格取得届】メニューに「資格確認書発行要否」の項目を追加

【社会保険】-【資格取得／喪失届】-【資格取得届】メニューの【資格取得届】画面に、「資格確認書発行要否」の項目が追加されました。「資格確認書」の発行が必要な社員がいる場合は、「発行が必要」にチェックを付けて届出書を作成します。

【社員情報登録】メニューの項目名を変更

【社員情報登録】メニューの【社会保険】ページの「健保証番号」と「厚生整理番号」の項目名が「被保険者整理番号」に変更されました。

これに伴い、社会保険関連メニューの各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されました。

変更前

変更後

【資格喪失届】メニューの項目名を変更

資格喪失届の「保険証回収」の項目名が、「資格確認書等回収」に変更されました。

これに伴い、【社会保険】-【資格取得／喪失届】-【資格喪失届】メニューの【資格喪失届】画面の項目名も「資格確認書等回収」に変更されました。

汎用データの変更

社員情報の項目名が変更されることに伴い、以下の汎用データの項目名が変更されます。

【社員情報データ】【社員情報予約データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
被保険者整理番号	ESOC005	7	英数カナ	項目名の変更
厚生年金保険				
被保険者整理番号	ESOC013	7	数字	項目名の変更

【月額変更データ】【育児休業等終了時月額変更データ】【算定基礎データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基本項目】				
健康保険－被保険者整理番号	—	—	—	受入不可 項目名の変更
厚生年金－被保険者整理番号	—	—	—	

◀ 関連メニュー ▶

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]メニューの各メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報予約データ作成]-[社員情報予約データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社会保険データ作成]メニューの各メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報予約データ受入]-[社員情報予約データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]メニューの各メニュー

● 社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応

社会保険関係手続について電子申請様式が変更されるため、対応しました。

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

今回のプログラムより、以下のメニューで届出書を磁気媒体で作成する際に表示される「旧様式の仕様で作成する」設定が表示されなくなりました。

- ・[賞与支払届]メニュー
- ・[月額変更（一括）処理]メニュー
- ・[算定基礎（一括）処理]メニュー
- ・[資格取得届]メニュー
- ・[資格喪失届]メニュー

これに伴い、4000番台の以下の奉行サプライも印刷できなくなります。後継の5000番台の奉行サプライをご利用ください。

[4160] 単票被保険者賞与支払届	[4139] 単票被保険者賞与支払届
[4060] 被保険者賞与支払届	[4039] 被保険者賞与支払届
[4207] 単票被保険者月額変更届	[4007] 被保険者月額変更届
[4208] 単票被保険者算定基礎届	[4008] 被保険者算定基礎届

給与奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.01

《改正情報》	
定額減税（年調減税事務）に対応	2
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	6
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能	7
Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応	7
搭載辞書を更新	7

《改正情報》-----

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。
当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。
以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明
区 分	金 額	税 額
給料・手当等	5,655,838	36,560
賞 与 等	2,032,000	19,493
中途調整収入	0	0
計	7,687,838	56,053
<給与所得控除後>	5,819,054	
所得金額調整控除額	0	
<調 整 控 除 後>	5,819,054	
社会保 給付控除分	1,187,458	
険料等 申告控除分	0	
控除額 小規模共済掛金	0	
生命保険料控除額	120,000	
地震保険料控除額	50,000	
配偶者（特別）控除額	360,000	
扶養障害者等控除額	1,340,000	
基礎控除額	480,000	
<所得控除合計額>	3,557,458	
<課税給与所得>	2,261,000	
<< 算出所得税額 >>		128,600
住宅借入金等控除額	0	
< 年調所得税額 >		128,600
年調減税額		120,000
<年調減税額調整後の年調所得税額>		8,600
控除外額		0
<年 調 年 税 額>		8,700
<< 差引過不足額 >>		-47,353

年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
＜年調減税額控除後の年調所得税額＞	＜年調所得税額＞－年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	＜年調所得税額＞－年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、＜年調年税額＞には、＜年調減税額控除後の年調所得税額＞×102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の[集計項目] ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【計算結果情報】				
年調減税額	YCRI018	—	—	処理年が令和6年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
＜年調減税額控除後の年調所得税額＞	YCRI019	—	—	
控除外額	YCRI020	—	—	
年調減税額内訳－本人	—	—	—	受入不可 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳－配偶者	—	—	—	
年調減税額内訳－扶養	—	—	—	

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[給与処理]メニュー／[賞与処理]メニュー

年末調整計算を行う際に、[会社運用設定]メニュー[処理設定]ページの「精算月の所得税計算」が「省略する」の場合は、精算月（12月の給与処理や賞与処理）の所得税計算が省略され0円になります。したがって、定額減税計算も省略されます。

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれなかった場合は0円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額0円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0：計算不要」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1：外国人」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0：居住者」

参 考

『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をご利用の場合も同様に出力されます。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

○年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目（年調減税額・＜年調減税額控除後の年調所得税額＞・控除外額）、余白に年調減税額内訳が表示されます。

○印刷した際は、以下のように印字されます。

- ・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（横型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」を選択した場合に印字されます。
- ・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
- ・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

所属
301 営業部 東日本営業課

社員
番号
100000

氏名
山田 一郎

生
年
月
日
1966年 9月 21日

住
所
〒162-0002
東京都新宿区戸山2-13-6
301イサルパークマンション305

役職
課長

令和6年分
給与所得に対する
源泉徴収簿

区分	月	日	課税支払額	社会保険料等	給与所得控除等	所得控除等	源泉徴収額	所得税額	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計	延滞金	合計
----	---	---	-------	--------	---------	-------	-------	------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

＜ 関連メニュー ＞

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[年末調整通知書]メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。

また、欄外に「㊴-2 年調減税額」「㊴-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「㊴-4 控除外額」が印字されます。

2024年分 年末調整通知書

会社名 OBC商事株式会社

301
所属名 営業部 東日本営業課

100000
氏名 山田 一朗

区分	金額	税額
給料・手当等	3,643,465	38,890
賞与等	2,032,000	19,493
中途調整収入		
計	5,675,465	58,383
給与所得控除等の給与等の金額	5,607,918	
給与所得控除額	990,000	円
給与所得	4,617,918	52,000
給与等からの控除分	3,807,918	
給与等からの控除額	1,117,952	円
給与所得	3,499,966	36,800
生命保険料の控除額	120,000	円
地震保険料の控除額	50,000	円
配偶者（特別）控除額	380,000	
扶養親族等の控除額	1,340,000	
基礎控除額	480,000	
控除後の所得金額	3,487,966	
所得税額	3,320,000	124,500
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額		
年間所得税額	3,320,000	124,500
年間年税額	3,320,000	124,500
源泉徴収額又は不足額	43,583	
超過額	43,583	
の精算	35,693	
不足額の精算	35,693	

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

● 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和4年1月1日以降）になります。

この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。

住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（2以上）」から選択してください。

所得控除等 **税額控除** 中途入社 家族・所

【税額控除情報】

住宅借入金の種類 2以上...

居住開始年月日

取得対価の額

家屋土地等の総面積 m²

居住用部分の面積 m²

居住用割合 %

控除額適用区分

特定取得区分

住宅の区分等

借入金等年末残高

特定増改築借入残高

住宅借入金等控除額

住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。

また、[2以上...] ボタンをクリックして表示される[2以上の住宅借入金等特別控除]画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・削除されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0：新築又は購入 1：増改築等 2：新築又は購入と増改築等 3：その他（2以上）
2以上の住宅控除	—	—	—	過去年も含め、受入不可（削除）

《機能追加》-----

● 雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能

今までは、離職者と連絡が取れない等の理由で、疎明書を添付して雇用保険離職証明書を電子申請する場合に、離職者の署名は省略できませんでした。

今回から、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューの[離職理由]ページに、「退職者による離職証明書記載内容の確認」の項目が追加されました。

「2：退職後のため未確認」を選択すると、離職者の署名を省略して電子申請できます。

《 関連メニュー 》

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応

e-Govアカウントログイン画面で、「Googleでログイン」の選択肢が追加されました。

上記に伴い、当製品でe-Govへ電子申請する際も、Googleアカウントを利用して電子申請できるようになりました。

《 関連メニュー 》

- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・[社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
- ・[社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- ・[労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年8月30日時点
銀行支店辞書	2024年9月9日時点
市町村辞書	2024年8月19日時点